

茨城町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助

の受付を開始します

町では水素の利活用の促進及びエネルギー利用の効率化を図ることを目的に、町内の住宅において以下の環境配慮型機器を設置する補助要件を満たした町民の方に対して、導入費用の一部（一律5万円）を補助します。

▶補助対象設備

- ①家庭用燃料電池システム(エネファーム) ②定置用リチウムイオン蓄電システム

※設置する設備は新品のものに限ります。

▶受付場所

みどり環境課（1階9番窓口）

▶受付時間

土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分

▶受付期限

平成30年2月末日

- ・受付は先着順とし、予算の範囲を超えた時点で終了となります。
- ・補助要件などの詳細については、町ホームページや下記までお問い合わせください。

【問合せ先】みどり環境課 ☎ 029-240-7135（直通）

小美玉市からのお知らせ

小美玉都市計画案の縦覧を行います

新広域ごみ処理施設整備事業（事業主体：霞台厚生施設組合）に伴う都市計画手続きにおいて、これまで説明会や公聴会を実施してきました。このたび、茨城県との事前協議を経て、変更案がまとまりましたので、都市計画法第17条に基づき縦覧を行います。

本案についてご意見のある方は、下記により意見書を提出することができます。

■都市計画内容

小美玉都市計画 ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更

■縦覧・意見書の提出期間

12月5日(火)～12月19日(火) 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

■縦覧場所

小美玉市役所 市民生活部 環境課（本庁1階）
石岡市生活環境課、かすみがうら市環境保全課、茨城町みどり環境課
霞台厚生施設組合 建設計画課

■意見書の提出方法

ご意見のある方は、縦覧場所に備えた意見書に必要事項を記載し、上記縦覧期間中に持参、郵送、電子メールのいずれかで提出してください。（提出メ切12月19日郵送必着）

■意見書の提出先

〒319-0192 小美玉市堅倉835番地
小美玉市長（小美玉市 市民生活部 環境課扱い）あて

【問合せ先】小美玉市環境課 ☎ 0299-48-1111（内線1144）
E-mail :kankyo@city.omitama.lg.jp

茨城町難病患者見舞金支給制度

町では、難病にり患した方の福祉の増進を図ることを目的として、見舞金を支給しています。

▶対象者（以下の要件を全て満たす方）

- ・茨城町に住所を有する方
- ・茨城県から指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている方
- ・生活保護を受けていない方

▶支給額 年額20,000円（年1回支給）

▶申請について

- 必要なもの
 - ・指定難病特定医療費受給者証
 - ・本人の印鑑（朱肉を使用するもの）
 - ・対象者または保護者の振込先金融機関通帳
 - ・個人番号（マイナンバー）のわかるもの（個人番号カード、通知カード等）
 - ・本人が確認できるもの（個人番号カード、運転免許証等）
- 申請期間
 - 10月2日(月)～12月8日(金)（土・日曜日、祝日は除く）
- 申請窓口
 - 社会福祉課（1階3番窓口）

【問合せ先】社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）

茨城町軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

町では、身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の聴覚障害を持つ18歳未満の児童に対し、言語の習得や教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を補助します。

なお、すでに購入された補聴器については、補助の対象となりませんのでご注意ください。

▶対象児童

次の項目のいずれにも該当する児童

- 1 町内に住所を有する18歳未満の方
- 2 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない方

ただし、3に規定する医師が補聴器を装用することで、言語の習得等において一定の効果があると認めた場合は、片耳の聴力レベルが70デシベル以上の者で、身体障害者手帳の交付対象とならない方についても対象とします。

- 3 補聴器を装用することで、言語の習得等において一定の効果が期待できると一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した精密聴力検査機関の医師または聴覚障害に係る身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師が判断した方

※所得等の条件により補助の対象とならない場合があります。

▶補助額

基準額を上限とした購入費用の3分の2（1,000円未満は切り捨て）を補助します。

※基準額は補聴器の種類によって異なります。詳しくは、担当課までお問い合わせください。

【問合せ先】社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）